監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓　　約　　書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

１．（私立学校法第１５２条第６項において準用する）私立学校法第４６条第１項各

号に該当しない者であること

２．評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者

を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと

３．監事のうちに、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含ま

れていないこと

年　　月　　日

和歌山県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　学校法人○○

　　　　　　　　　　　　理　事　長　　　　　　　　　　　　　　　　（記名又は署名）

※　１の括弧書きについては、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人のみ記

載し、それ以外の法人については括弧書き部分を削除すること。

（注）

１　「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と変更することができる。